

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日、休むとき
は、翌日
を当てる)

目 次

◇ 告 示

町等の区域の変更等

計量器の定期検査の実施

土地改良事業の認可申請の適否の決定

土地改良法による換地処分

土地収用法による事業の認定

◇ 公安告示
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による
聴聞

告 示

鳥取県告示第四百三十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。
この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する第五十四条第四項の規定による東千代地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和六十一年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する町及び字の名称	同上の区域（昭和五十九年十月三日現在の地番による。）
長谷字内中島	長谷字内中島のうち三八の一の一部、三八の三の一部、三九の二の一部、三九の三の一部、四七の一部、四八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 長谷字藤ヶ森六五の一の一部 長谷字狭間八一の一部、八二の一部 倭文字市場三〇の一の一部、三〇の二の一の一部、三〇の二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 倭文字高堀三〇九の一の一部、三〇九の二、三〇九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地 倭文字井ノ江三一〇の二、三一〇の四の一部、三一五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
長谷字藤ヶ森	長谷字内中島四八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四八の二と一体をなす国有地の一部 長谷字藤ヶ森のうち六五の一の一部、七八の一の一部、七

<p>倭文字土居ノ内</p>	<p>長谷字狭間</p>	<p>長谷字下モ土手下タ</p>	
<p>倭文字土居ノ内のうち二六〇の四の一部、二六五の一の一部、二六五の二の一部、二六六の一部、二六七の一部、二六九の一、二六九の二の一部、二六九の三の一部、二六九の四、二七〇の一、二七〇の二の一部、二七〇の三の一部、</p>	<p>長谷字内中島四七の一部及びこれと一体をなす国有地 長谷字藤ヶ森六五の一の一部、七八の一の一部、七八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 長谷字狭間のうち七九の一部、八一から八三までの一部、八八の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七の一、八九と一体をなす国有地の一部以外の区域 長谷字下モ土手下タ九〇の一の一部、一〇九の一、一〇九の九及びこれらと一体をなす国有地の一部 倭文字土居ノ内二六〇の一、二六〇の一〇、二六〇の一と一体をなす国有地の一部 倭文字井ノ江三一五の一の一部、三二二の一の一部、三二二の次一、三二二の二の一部、三二三、三二四の一部、三二五の一部、三二八の一部、三二九の一部、三三〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>長谷字下モ土手下タのうち九〇の一、九〇の五、一〇九の一、一〇九の九及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに九〇の四、九二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 長谷字狭間七九の一部、八八の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八七の一、八九と一体をなす国有地の一部 長谷字下モ土手下タ九〇の一の一部、九〇の五及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇の四、九二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>倭文字鳥居田</p>	<p>倭文字上ノ田</p>		
<p>倭文字鳥居田のうち二〇二の二の一部、二〇三の一部、二〇四の二の一部、二二二の四、二二二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七の三、二二二の一、二二二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>倭文字上ノ田 倭文字鳥居田二〇四の二の一部、二二二の四、二二二の五及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七の三、二二二の一、二二二の二と一体をなす国有地の一部 倭文字石橋二四八の九、二四八の一〇 倭文字上ノ田の全域 倭文字土居ノ内二六〇の四の一部、二六九の一、二六九の二の一部、二六九の三の一部、二六九の四、二七〇の一、二七〇の二の一部、二七〇の三の一部、二七二の一部、二七二の二の一部、二七四の一部、二七四の一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>長谷字狭間八二の一部、八三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二七二の一部、二七二の一、二七三の一部、二七四、二七四の一、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二六〇の一、二六〇の一〇、二六〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 倭文字高堀三〇七の一部、三〇八の一部、三〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇八、三〇九の四と一体をなす国有地の一部 倭文字井ノ江三一〇の一の一部、三一、三一、三一三の一部、三一四の一部、三一五の一の一部、三一五の二、三一五の三、三一六から三二〇まで、三二〇の一、三二二の一部、三二二の一部、三二四の一部、三二五の一部、三二六、三二七、三二八から三三〇までの一部、三三一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>倭文字石橋</p>			

<p>倭文字市場</p>	<p>倭文字土居ノ内二七二の一部、二七三の一部、二七四の一部、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>長谷字内中島三八の二の一部、三八の三の一部、三九の二の一部、三九の三の一部</p> <p>倭文字上河原一六九の四の一部、一七三の一部、一七四の二の一部、一七四の三の一部、一七五の二の一部、一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八、一七九の二から一七九の三まで、一七九の四の一部、一七九の五、一八〇の二、一八〇の三、一八〇の四、一八〇の五、一八一、一八二の二から一八二の七まで、一八二の次一、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>倭文字鳥居田二〇二の二の一部、二〇三の一部</p> <p>倭文字土居ノ内二六五の二の一部、二六五の三の一部、二六六の二の一部、二六七の二の一部、二七三の二の一部、二七五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>倭文字市場のうち三〇一の二の一部、三〇二の二の一部、三〇二の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>倭文字子リノ木三〇六の二、三〇六の三、三〇六の四、三〇六の五及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>倭文字高堀三〇七の一部、三〇八の一部、三〇九の二の一部、三〇九の三の一部、三〇九の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>倭文字井ノ江三一〇の二の一部、三一〇の三、三一〇の四の一部、三一三の一部、三一四の一部、三一五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>向国安字合砂川頭二の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>倭文字子リノ木</p>	<p>倭文字子リノ木のうち三〇六の二、三〇六の三、三〇六の四、三〇六の五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>倭文字上河原</p>	<p>倭文字下河原八の二の一部、一三から一七までの二、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>倭文字外島三一の三の一部、三一の四の一部、三二、三三の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>倭文字上河原のうち一六九の四の一部、一七三の一部、一七四の二の一部、一七四の三の一部、一七五の二の一部、一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八、一七九の二から一七九の三まで、一七九の四の一部、一七九の五、一八〇の二、一八〇の三、一八〇の四、一八〇の五、一八一、一八二の二から一八二の七まで、一八二の次一、二八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>向国安字合砂川頭一、二の一部、三から五まで、六の一部、八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二、六と一体をなす国有地の一部</p> <p>向国安字猿塚一七の二の一部、二〇の二の一部、二一から二四まで、二五の二、二五の三、二六の二から二六の六まで、二七から三六まで、三七の二の一部、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>倭文字隈田</p>	<p>倭文字隈田のうち一六四の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>倭文字中島</p>	<p>倭文字下河原一七の二の一部、二〇の二の一部</p> <p>倭文字外島三〇の二の一部、三一の二の一部、三一の三の一部、三一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三〇と一体をなす国有地の一部</p> <p>倭文字中島のうち三四の二の一部、三五の二の一部、三五の三の一部、三六、三六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>倭文字隈田一六四の一及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>倭文字下河原</p>	<p>倭文字下河原のうち一、二の一部、三の一部、<u>一五</u>合併の一部、八の一部、一三から一七までの一部、二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 倭文字畑ヶ田二三の一部、二五の二の一部、二六の一部、二七、二八、二九の一、二九の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 倭文字外島三〇の一部、三一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 倭文字中島三四の二の一部、三五の二の一部、三五の二の一部、三六、三六の一及びこれらと一体をなす国有地 向国安字猿塚一七の一部、三七の一部、三八の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字上大場三九の一部及び三九と一体をなす国有地の一部 竹生字大隈一二九の二の一部、一二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>竹生字大隈</p>	<p>倭文字下河原一の一部、二の一部 倭文字畑ヶ田二三の一部、二四、二五の二の一部、二五の二、二六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 竹生字土手ノ内一〇八の三、一〇九の二 竹生字土手外一二、一三の一部、一三の一、一四の二の一部、一四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一四の二から一四の四までと一体をなす国有地の一部 竹生字大隈のうち一二九の二の一部、一二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>向国安字合砂川頭</p>	<p>竹生字土手ノ内のうち一〇八の三、一〇九の二以外の区域 向国安字合砂川頭のうち一、二の一部、三から五まで、六の一部、八の一部、一二の一部、一四の一部、一五、一六</p>
<p>向国安字合砂川</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地並びに六と一体をなす国有地の一部以外の区域 向国安字猿塚一七の一部、一七の一、一八、一九、二〇の一部、三八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇と一体をなす国有地の一部 向国安字合砂川五五の二の一部、五五の三、五六の二の一部、五六の五の一部</p>
<p>向国安字中塚</p>	<p>向国安字合砂川頭一二の一部、一四の一部、一五、一六及びこれらと一体をなす国有地 向国安字猿塚一七の一部及びこれと一体をなす国有地 向国安字上大場三九の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 向国安字合砂川のうち五〇、五一、五二から五四までの一部、五五の二の一部、五五の三、五六の二の一部、五六の五の一部、五七の三の一部、五八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字中塚六〇の一、六〇の三、六一の二の一部、六一の六の一部</p>
<p>向国安字合砂川</p>	<p>倭文字下河原一から三までの一部、<u>一五</u>合併の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字上大場三九の一部、三九の二、四〇、四一、四二の二、四二の二、四三、四四の一部、四五の一部、四六の一、四六の二、四七から四九まで及びこれらと一体をなす国有地 向国安字合砂川五〇、五一、五二から五四までの一部、五七の三の一部、五八及びこれらと一体をなす国有地 向国安字中塚のうす六〇の一、六〇の三、六一の二の一部、六一の六の一部、六五の二の一部、六五の六の一部、六九の二の一部、七一の一部、七二、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字土手端八六の一部、八八の一部、八九の二、<u>八九〇</u></p>

向国安字上大場	合併、九一の一の一部 竹生字土手外一一三の一部、一一四の一部及びこれらと一体をなす国有地
向国安字土手端	向国安字上大場のうち三九、三九の一、四〇、四一、四二の一、四二の二、四三、四四の一部、四五の一部、四六の一、四六の二、四七から四九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字中塚六九の一部、七二の一部、七二、七二の一、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字土手端七四の一部、七七の二の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の二の一部、八一の一部、八六の一部、八七、八八の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下大場一六二の一部、一六三の二の一部、一六三の二、一六四の二、一六四の二、一六五の二から一六五の三まで及びこれらと一体をなす国有地 竹生字土手外一一四の一部、一一四の二の一部、一一四の三、一一四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 向国安字中塚六五の二の一部、六五の六の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字土手端のうち七四から七六まで、七七の一、七七の二、七八、七九、八〇の二の一部、八〇の二、八一の一部、八二の一部、八六の一部、八七、八八の一部、八九、九〇） 合併、八九の一、九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字下土手外九六の一、九七の二から九七の三まで、九八の一、九八の三、一〇〇の二、一〇〇の三から一〇〇の七まで、一〇一の二の一部、一〇一の三、一〇二の二の一部、一〇二の三、一〇三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九五、九六の二と一体をなす国有地の一部

向国安字下土手外	向国安字下り瀬二〇〇の一部、一一二、一一二二から一二四までの一部及びこれらと一体をなす国有地
向国安字下大場	向国安字下土手外のうち九六の一、九七の二から九七の三まで、九八の一、九八の三、一〇〇の二、一〇〇の三から一〇〇の七まで、一〇一の二、一〇一の三、一〇二の二、一〇二の三、一〇三の二、一〇三の三、一〇四から一〇六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに九五、九六の二と一体をなす国有地以外の区域 向国安字土手端七四から七六までの一部、七七の一、七七の二の一部、七八の一部、七九の一部、八〇の二の一部、八〇の二の一部、八一の一部、八二の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下り瀬一二三から一二五までの一部、一二六、一二七の一部、一二八、一二九の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下大場のうち一五六の九の一部、一五七の一部、一五七の二の一部、一五八の一部、一六二の一部、一六三の二の一部、一六三の二、一六四の二、一六四の二、一六五の二から一六五の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字村後口一七四の二と一体をなす国有地の一部 竹生字土手外一一四の二、一一四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部
向国安字村後口	向国安字村後口のうち一七四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域
向国安字下り瀬	向国安字土手端七五の一部、七六の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下土手外一〇二の二の一部、一〇三の二、一〇三の三の一部、一〇四から一〇六まで及びこれらと一体をなす国有地

<p>向国安字村ノ前</p>	<p>す国有地の一部 向国安字横塚一〇七の一部、一〇七の三の一部、一〇七の四の一部、一〇七の五 向国安字下り瀬のうち一七の二の一部、一一七の二の一部、一九の一部、二二〇の一部、一一一、一二二の一部、一二三の一部、一二四、一二五の一部、一二六、一二七の一部、一二八、一二九の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字村ノ前一四三の一部 向国安字下大場一五六の九の一部、一五七の一部、一五七の二の一部、一五八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>向国安字横塚</p>	<p>向国安字村ノ前のうち一四三の一部、一四四の一部、一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字外柳瀬三二五の一、三二六の五、三二六の六 向国安字道屋嶋三二八の一部、三二九の一部、三三一の一部、三三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>向国安字大割</p>	<p>向国安字下土手外一〇六と一体をなす国有地の一部 向国安字横塚のうち一〇七の二の一部、一〇七の三の一部、一〇七の四の一部、一〇七の五以外の区域 向国安字下り瀬一七の二の一部、一一七の二の一部、一九の一部、一四二の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字村ノ前一四三の一部、一四四の一部、一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字道屋嶋三二八の一部、三二九の一部、三三〇、三三一の一部、三三二の一部、三三四の一部、三四一の二の一部、三四三の一部、三四四、三四五の一部、三四六の一部、三四七の二、三四八の二、三四八の二、三四九、三五〇及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下大田三五二の二、三五三の二、三五七の二、三五九の二の一部、三六〇の二、三六〇の二、三六一の一部、三六三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>
<p>向国安字下大田</p>	<p>に三五二の二と一体をなす国有地の一部 向国安字外柳瀬三二九の二の一部、三二二の二の一部、三二二の二の一部 向国安字道屋嶋三三三から三三四までの一部、三三五の二の一部、三三五の二、三三五の三、三三六の一部、三三七の一部、三四〇、三四一の二、三四二の二の一部、三四二の二から三四三の二の三まで、三四三の一部、三四四の一部、三四五の一部、三四六の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下大田のうち三五二の二、三五三の二、三五七の二の一部、三五九の三の一部、三六〇の二、三六〇の二、三六一の一部、三六三の二の一部、三六四の二、三六四の三、三六五、三六六、三六七の二の一部、三六七の二の一部、三六八の一部、三六九、三七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三五二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>向国安字外柳瀬</p>	<p>向国安字大割二三九の三の一部、二四三の一部、二四四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三九の二、二三九の二と一体をなす国有地の一部 向国安字外柳瀬のうち三一〇の二、三一〇の二、三一〇の二、三一三の二、三一三の二、三一四の二、三一四の二、三一五の二、三一五の二、三一六の二から三一六の四まで、三一七の二から三一七の三まで、三一八の二から三一八の三まで、三一九の二の一部、三一九の二の一部、三二二の二の一部、三二二の二の一部、三二五の二の一部、三二六の二、三二六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字道屋嶋三三二の二の一部、三三三の二の一部、三三五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三三五の二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>向国安字内柳瀬</p>	<p>四四、二四四の一部、二四五、二四六、二四六の一部、二四七の一、二四八の一、二四九の一部、二五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三九の一、二三九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>向国安字下モ河</p>	<p>向国安字大割二四三の一部、二四四、二四四の一の一部、二四五、二四六、二四六の一の一部、二四七の一、二四八の一、二四九の一部、二五〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字古屋敷二八六の一の一部及びこれと一体をなす国有地 向国安字内柳瀬のうち二九〇の一部、二九一の一の一部、二九一の二の一部、二九二、二九三の一部、二九四の一の一部、四七五、四七六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字外柳瀬三二〇の一の一部、三二一の二の一部、三二二の二の一部、三二四の一の一部、三二四の二、三二五の一の一部、三二五の二、三二六の一の一部、三二六の二の一部、三二六の四、三二七の一の一部、三二七の二、三二七の三、三二八の一の一部、三二八の二、三二八の三の一部、三二九の一の一部、三二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二〇の二、三二一の二と一体をなす国有地 向国安字鼻弦三八六の一の一部、三八七の一の一部、三八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>向国安字外鼻弦</p>	<p>これらと一体をなす国有地 向国安字下新田三六四の一、三六四の三の一部、三六五、三六六、三六七の一の一部、三六七の二の一部、三六八の一部、三六九、三七〇及びこれらと一体をなす国有地 向国安字下モ河原のうち三七八の一部、三七九の一の一部、三八三の一から三八三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字鼻弦三八四の一部、三八五の一部、三八六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>向国安字味野前</p>	<p>向国安字下モ河原三七八の一部、三七九の一の一部、三八三の一から三八三の三までの一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字鼻弦三八四の一部、三八五の一部、三八六の一の一部、三八六の二の一部、三八九の一の一部、三八九の二の一部、三九〇の一の一部、三九〇の四の一部、三九〇の五の一部、三九一の一の一部、三九一の二の一部、三九二の一から三九二の五まで、三九三、三九四、三九五の一、三九五の二、三九六から三九九まで、四〇〇の一、四〇〇の二、四〇一の一、四〇一の二及びこれらと一体をなす国有地の一部 向国安字外鼻弦のうち四一六の一部、四一九の一から四一九の四までの一部、四二〇の一の一部、四二二の三、四二三の七、四二三の九、四二三の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに四一六、四二三の八と一体をなす国有地の一部以外の区域 向国安字八人割四二九の一部、四三〇の一部、四三一、四三三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四三二、四三三の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>向国安字味野前</p>	<p>向国安字鼻弦三八九の一の一部、三八九の三の一部、三九一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 向国安字外鼻弦四一六の一部及び四一六と一体をなす国有地</p>

<p>向国安字八人割</p>	<p>向国安字廿八人割</p>	<p>地の一部 向国安字八人割四三〇の一部、四三二、四三三の一、四三三の二の一部、四三四の一部、四三五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 向国安字廿八人割四四八の一部及びこれと一体をなす国有地 向国安字味野前のうち四六二の一、四六三の一、四六四の一の一部、四六四の二の一部、四六六の一部、四七〇の一部、四七〇の一、四七一の一の一部、四七一の二、四七二から四七四まで、四七七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上味野字土樋懸西割の全域 上味野字土樋懸東割の全域 上味野字河原田一三五の一、一三六の一、一三六の二、一三七の一、一三七の二、<u>一三八の一</u> 合併、一三九、一四〇の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>向国安字外鼻弦四一九の一から四一九の四までの一部、四二〇の一の一部、四二二の三、四二三の七、四二三の九、四二三の一〇及びこれらと一体をなす国有地並びに四二三</p>	<p>向国安字八人割四二七から四二九までの一部、四二九の一の一部、四二九の二の一部、四三〇の一部、四三四の一部、四三五の一部、四三六から四四一まで、<u>四四二の一</u> 合併の一部、四四三の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 向国安字廿八人割のうち四四五の一部、四四六の三の一部、四四八の一部、四五三の一の一部、四五四の一部、四五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 向国安字味野前四六二の一、四六三の一、四六四の一の一部、四六四の二の一部、四六六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>の八と一体をなす国有地の一部 向国安字八人割のうち四二五の一部、四二七から四二九までの一部、四二九の一の一部、四二九の二の一部、四三〇から四三二まで、四三三の一、四三三の二、四三四から四四一まで、<u>四四二の一</u> 合併の一部、四四三の一部、四四四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 源太字下八人割四〇の七の一部、四〇の九から四〇の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>上味野字河原田</p>	<p>上味野字津江口イゴの全域 上味野字五反田一七一の一、一七二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>向国安字古屋敷二八六の一の一部、二八八の一及びこれらと一体をなす国有地の一部 向国安字内柳瀬二九〇の一部、二九一の一の一部、二九一の二の一部、二九二、二九三の一部、二九四の一の一部、四七五、四七六及びこれらと一体をなす国有地 向国安字鼻弦三八六の一の一部、三八六の二の一部、三八七の一の一部、三八七の二の一部、三八八の一から三八八の五まで、三八九の二、三八九の三の一部、三八九の四、三九〇の一の一部、三九〇の二、三九〇の三、三九〇の四の一部、三九〇の五の一部、三九一の一の一部、三九一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 向国安字味野前四七〇の一部、四七〇の一、四七一の一の一部、四七一の二、四七二から四七四まで、四七七及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>上味野字河原田のうち一三五の一、一三六の一、一三六の二、一三七の一、一三七の二、<u>一三八の一</u> 合併、一三九、一四〇の一部、一四二の一部、一四三の一部、一四四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上味野字津江口イゴの全域 上味野字五反田一七一の一、一七二の一及びこれらと一体をなす国有地</p>

上味野字五反田

上味野字五反田のうち一七二の一、一七二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上味野字小菜開

上味野字小菜開のうち三七の三及びこれと一体をなす国有地並びに三七の二、三八内第一、三九、四〇の二、四〇の四から四〇の六まで、四一の四から四一の四までと一体をなす国有地の一部以外の区域
源太字源太五五の二、五五の三と一体をなす国有地の一部

源太字源太

源太字東割二七の三、二七の五と一体をなす国有地の一部
源太字源太のうち五五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五五の二、五五の三と一体をなす国有地の一部以外の区域
上味野字小菜開三七の三及びこれと一体をなす国有地並びに三七の二、三八内第一と一体をなす国有地の一部

源太字東割

源太字下廿八割二四の一〇、二四の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二二の九、二二の一三、二三の二、二四の二、二四の七、二四の九と一体をなす国有地の一部
源太字東割のうち二六の三、二七の四、二七の五、二八の一、二八の四、二八の一八、三二の二、三三の一の一部、三三の二の一部、三三の三の一部、三三の四の一部、三四及びこれらと一体をなす国有地並びに二七の三、二七の五、三二の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
源太字下八人割三七の一部、三八の一、三九の二、三九の三、三九の四、四〇の一、四〇の二の一部、四〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三九の二〇と一体をなす国有地

源太字下八人割

源太字東割三二の一部、三二の一の一部、三三の一の一部、三三の二、三三の三の一部、三三の四の一部、三四の一部及びこれらと一体をなす国有地

源太字下廿八割

源太字下八人割のうち三七の一部、三八の一、三八の二、三八の三、三九の一、三九の二、三九の三、三九の四、四〇の一、四〇の二の一部、四〇の六の一部、四〇の七の一部、四〇の九から四〇の九までの一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三九の二〇と一体をなす国有地以外の区域
向国安字八人割四二五の一部、四四三の一部、四四四の一部及びこれらと一体をなす国有地
向国安字廿八割四四五の一部及びこれと一体をなす国有地

源太字西割

源太字西割のうち一三の二の一部、一四の一の一部、一四の八、一四の一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上味野字小菜開四〇の二、四一の四から四一の四までと一体をなす国有地の一部

廃止する字の名

倭文字畑ケ田、倭文字外島、倭文字高堀、倭文字井ノ江、
向国安字鼻弦、向国安字古屋敷、向国安字道屋嶋、向国安
字猿塚、竹生字土手外、上味野字津江口イゴ、上味野字土
樋懸東割、上味野字土樋懸西割

鳥取県告示第四百三十四号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、米
子市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百
十三条の規定により告示する。

昭和六十一年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器

実 施 期 間 実 施 場 所

昭和六十一年六月十日から 当該計量器の所在の場所
昭和六十二年三月三十一日まで

二 計量法第四百二十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

実 施 期 間 実 施 場 所 実 施 区 域 実 施 場 所

昭和六十一年 午前十一時から 米子市 米子市夜見公民館
六月十日 午後三時まで

昭和六十一年 午前九時三十分から 米子市彦名公民館
六月十一日 午前十一時三十分まで

午後一時から 米子市崎津公民館
午後三時まで

昭和六十一年 午前十時から 米子市大篠津公民館
六月十二日 午後三時まで

昭和六十一年 午前十時から 米子市和田公民館
六月十三日 午後二時まで

昭和六十一年 午前十一時から 米子市富益公民館
六月十七日 午後三時まで

昭和六十一年 午前十時から 米子市尚徳公民館
六月十八日 正午まで

午後一時から 米子市巖公民館
午後三時まで

鳥取県告示第四百三十五号

若桜町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）湯原地区区
画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地
改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年五月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

若桜町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る東千代地区第二工区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年五月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

学校法人鳥取県自動車学校

二 事業の種類

自動車教習コースの新設並びに休憩舎及び自動車車庫の建築の事業

三 起業地

1 収用の部分 倉吉市北野字天神地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

倉吉市役所

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十六号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十一年五月九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十一年五月二十一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本庁舎）

七階)

二 被聴聞者の住所及び氏名

(一) 東伯郡東伯町大字八橋六八一

朝倉富佐恵

(二) 東伯郡東伯町大字逢東一三二五一

朴 鐘煉

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む)】